

介護保険サービス事業者の公募に係る質問とその回答

令和7年6月4日掲載

No	受付日	質問	回答	回答 掲載日
1	R7.6.3	1. 法定福利費の算出方法（様式第8-2号） 収支予算書・積算根拠（人件費）の中に「法定福利費G」の記載欄があるが、一般的に法定福利費は給与総額の20%程度と言われているので、「年間給与総額F」の20%で算出すればよいか。	従業員の賃金や家族構成等によって変わりますが、一般的に法定福利費は16～20%で計算されておりますので、20%で計算していただいて差し支えありません。	R7.6.4
1	R7.6.3	2. 検査済証について（添付資料一覧5-5） 建物の検査済証がない。 代替する書類として、「建築基準法第6条第1項の規定による確認済証」ではいけないか。 また、「建築確認申請台帳記載証明書」を市役所から発行してもらえばよいか。 その場合、発行依頼場所は「都市整備部建築指導課」でよいか。	検査済証が無い場合、鳥取市都市整備部建築指導課で「建築確認申請台帳記載証明書」を発行してもらってください。検査済証の交付年月日及び番号が記載される欄がありますので、その記載をもって建築基準関係規定に適合していることの証明とさせていただきます。 なお、確認済証は建築前に発行されるものであり、その後に変更されることもあることから、検査済証の代わりとしての提出は認められません。	R7.6.4

本件お問い合わせ

鳥取市福祉部長寿社会課管理係

Tel (0857) 30-8211

Fax (0857) 20-3906